



資料3 - 1

総防 第 171 号

平成17年4月26日

山形県国民保護協議会会長 殿

山形県知事 齋藤 弘

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34  
条第1項の規定により山形県知事が作成する国民の保護に関する計画  
について（諮問）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律  
第112号）第37条第3項の規定により、山形県知事が作成する国民の保護に関  
する計画について諮問します。